

補足資料7 「4.1 自動車の走行に係る騒音」等の新旧対比版

4. 騒音

4.1 自動車の走行に係る騒音

自動車の走行に係る騒音についての調査は、騒音の現況の把握並びに予測地点の設定及び予測に必要な沿道の状況の把握を目的として行う。予測モードは、(社)日本音響学会提案のASJ-Model-1998[1]による将来の騒音レベルを予測する。予測結果から、環境影響がない又は極めて小さいと判断される場合以外においては、環境保全措置の検討を行う。評価は、環境影響の回避・低減及び騒音に係る環境基準との整合性の観点から行う。

①

- ① 予測の基本的な手法は、(社)日本音響学会提案の ASJ RTN-Model 2003¹⁾とする。

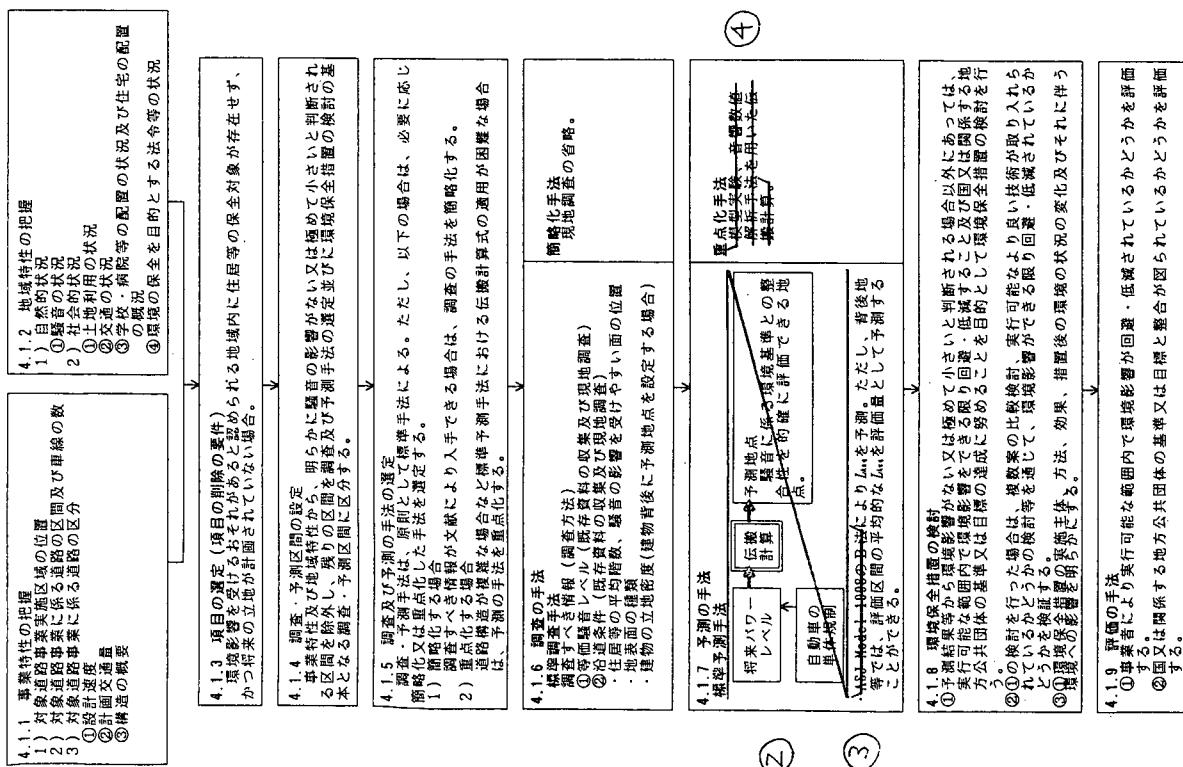


図-4.1 自動車の走行に係る騒音の環境影響評価における調査、予測及び評価の流れ

4.1.1 事業特性の把握

事業特性の把握については、計画の熟度に応じ、自動車の走行に係る騒音の調査及び予測に関する以下の内容を把握する。

- 1) 対象道路事業実施区域の位置
- 2) 対象道路事業に係る道路の区間及び車線の数

(1) 幅員構成

(2) 車線数

3) 対象道路事業に係る道路の区分（道路構造令（昭和45年政令第320号）第三条に規定する道路の区分をいう）、設計速度、計画交通量及び構造の概要

(1) 設計速度

(2) 計画交通量（対象とする時期、将来年平均日交通量）

(3) 構造の概要

①道路構造の種類（盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架、その他の構造の別）、概ねの位置、延長

②インターチェンジ等の有無、概ねの位置

【解説】

これらの事業特性は、項目の選定、調査及び予測の手法の選定、予測の実施に必要となる。

1) 項目の選定に係る事業特性

「対象道路事業実施区域の位置」は、住居等の保全対象（「4.1.2 地域特性の把握」）との位置関係を判断するために必要である。また、「計画交通量」、「構造の概要」は、騒音の影響範囲（「4.1.3 項目の選定」で記述）を設定するためには必要である。詳細は、「4.1.3 項目の選定」を参照のこと。

2) 調査及び予測の手法の選定に係る事業特性

「構造の概要」は予測手法の選定に必要である。道路構造が複雑で、標準手法(ASL-Model+008)による伝播計算式の適用が困難な場合は、重点化手法を選定する。詳細は、「4.1.5 調査及び予測の手法の選定」を参照のこと。

3) 予測に用いる事業特性

「対象道路事業実施区域の位置」、「幅員構成」、「車線数」、「設計速度」、「計画交通量」及び「構造の概要」は、予測の実施に当たって必要な情報である。これら的情報は、「4.1.7-1 予測の前提条件の設定」において、騒音の予測に必要な精度で再整理する必要がある。

また、これらは「4.1.4 調査・予測区間の設定」においても必要となる。

⑤ 標準予測手法

⑤

| | |
|---|---|
| 4.1.2 地域特性の把握 | |
| 地域特性の把握については、対象道路事業実施区域及びその周囲において入手可能な最新の文献その他の資料（出版物等であつて、事業者が一般に入手可能な資料）に基づき、自動車の走行に係る騒音に関する以下の内容を把握する。 | |
| 1) 自然的状況 | |
| (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況 | |
| 2) 社会的状況 | |
| (1) 土地利用の状況 | 土地利用計画の状況 |
| (2) 交通の状況 | 主要な道路の位置、交通量等の状況 |
| (3) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 | 学校、病院、幼稚園、児童福祉法に基づく児童福祉施設（保育所等）、老人ホーム、図書館の配置の状況、集落の状況、住宅の配置の概況、将来の住宅地の面整備計画の状況 |
| (4) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 | ①幹線道路の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 ②環境基本法（平成5年法律第91号）第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の類型の指定状況 ③騒音規制法（昭和43年法律第38号）第十七条第一項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 |

【解説】

これらの地域特性は、項目の選定、調査及び予測の手法の選定、予測及び評価の実施に必要となる。

1) 項目の選定に係る地域特性

項目の選定に係る地域特性として、「学校、病院、幼稚園等の配置の状況」、「集落の状況」、「住宅の配置の概況」等から現在の保全対象の立地状況を把握する。また、「土地利用の状況」、「将来の住宅地の面整備計画の状況」等から将来の保全対象の立地状況を想定する。これらと「4.1.1 事業特性の把握」で整理した対象道路事業実施区域の位置関係から、項目の選定について検討する。詳細は、「4.1.3 項目の選定」を参照のこと。

2) 調査及び予測の手法の選定に係る地域特性

「騒音の状況」、「土地利用の現況」、「住宅の配置の概況」等に関する文献から、「4.1.6 調査の手法」に示す調査すべき情報が得られる場合は、簡略化手法を選定することができる。詳細は、「4.1.5 調査及び予測手法の選定」を参照のこと。

また、これらの地域特性は、調査地点や予測地点の概略的な選定にも用いられる。

なお、調査地点や予測地点の具体的な選定は、調査結果を踏まえて行うことになる。

3) 予測及び評価に用いる地域特性

「騒音の状況」、「土地利用の現況」、「住宅の配置の概況」等は、場合により「4.1.6 調査の手法」に示す調査すべき情報として代用（「4.1.6 調査の手法」*5 参照）され、予測条件として用いることができる。

一方、「土地利用の状況」、「環境の保全を目的とする法令等により指定された地域」等は、騒音に係る環境基準との整合性を評価するときには必要である。（「4.1.9 評価の手法」*2参照）

くびき走なし>

*1「入手可能な最新の文献」
文献の例を表-4.1に示す。

表-4.1 地域特性の項目と資料の例

| 地域特性の項目 | 文献・資料名 | 文献・資料から抽出する内容 | 発行者等 |
|----------------|---|--|----------------------|
| 自然的 状況 | 騒音の状況 | 道路周辺の交通騒音状況 騒音の状況、環境基準の確立に関する指針 都道府県規制法に基づく指針 | 環境省 都道府県 市町村 |
| | 市町村環境白書 | 定地域内における自動車騒音の限度の確保の状況 | |
| | 道路環境センサス | 自動車騒音の状況 | 建設省 |
| 社会的 状況 | 土地利用の状況 | 土地利用現況、土地利用計画の状況 | 国土地理院 都道府県 市町村 |
| | 土地利用現況図 | | |
| | 土地利用動向調査 土地利用基本計画図 | | |
| 交通の状況 | 都市計画図 | | 都道府県 市町村 |
| | 道路交通センサス | 主要な道路の位置 主要な道路の位置 交通量等の状況 | 建設省 都道府県 民間 |
| | 住宅地図 病院名簿 学校、病院その他の保全施設 教育要覽 社会福祉施設名簿 | 住宅の状況、建築物の配置の状況、住宅の配備計画の状況 学校、病院、幼稚園等の施設の配備の状況、住宅の配備計画の状況 教育要覽 社会福祉施設名簿 | 都道府県 都道府県 都道府県 |
| 環境の保全を目的とする法律等 | 例規集等 | 幹線道路の沿道法律第5条に規定する第1項の規定により定められた沿道整備 | 都道府県等 |
| | 都道府県規制法等 | 幹線道路の沿道法律第5条に規定する第1項の規定により定められた沿道整備 | 都道府県等 |
| | 例規集等 | 環境基準本法第十六条第1項の規定により定められた標準の類型の指定状況 | 都道府県等 |
| 環境の対象となる他の状況 | 都道府県環境白書 例規集等 | 環境基準本法第十七条第1項に基づく指定する地域の区域の区分、時間の区分 | 都道府県等 |
| | | | |

4.1.3 項目の選定

項目の削除は、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域内に住居等の保全対象が存在せず、かつ、都市計画上及び土地利用上からも将来の立地が計画されない場合に行う。
なお、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域は、事業特性、地域特性を踏まえて適切に選定する。

【解説】

上記は省令第六条第4項第二号の要件を具体的に示したものである。

項目の削除は、「4.1.1 事業特性の把握」で得られた「対象道路事業実施区域の位置」と「4.1.2 地域特性の把握」で得られた「現在又は将来の住居等の保全対象の立地状況」の位置関係から判断して行う。

*「事業特性、地域特性を踏まえて適切に設定する」

騒音の減衰の状況は、道路構造、沿道の地表面の状況、沿道の建物の立地状況等により異なり、一般に騒音の影響範囲を定めることはできない。しかし、その影響範囲は、項目の選定の時点において想定される道路条件、交通条件、沿道条件から、たとえば「4.1.7-2 標準予測手法」を用いて概算することができます。

く改定なし

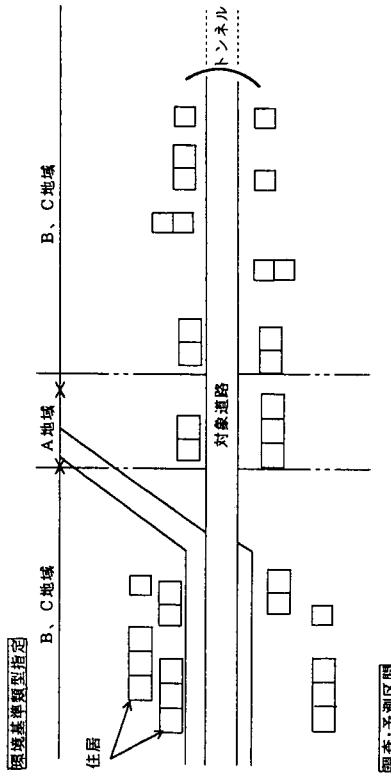
4.1.4 調査・予測区間の設定

「4.1.1 事業特性の把握」及び「4.1.2 地域特性の把握」に基づき、対象道路のうち、明らかに騒音の影響がない又は極めて小さいと判断される区間^{*1}を除外する。さらに、残りの区間を、4.1.1、4.1.2を踏まえて、調査及び予測手法の選定並びに環境保全措置の検討の基本となる調査・予測区間に区分する。

なお、道路特殊部（インター・エンジン、トンネル坑口等）における騒音を予測する必要がある場合は、これらも調査・予測区間として設定する。

【解説】

以降の「4.1.5 調査及び予測の手法の選定」から「4.1.8 環境保全措置の検討」までの検討は、この調査・予測区間毎に行われる。



調査・予測区間

既存道路との併設区間

一般部区間

トンネル坑口区間

A地域 B、C地域

注) その他の道路特殊部（インター・エンジン、掘削道路など）周辺に住居等が存在する場合についても、必要に応じ調査・予測区間として設定する。

図-4.2 調査・予測区間の設定例

*1 「明らかに騒音の影響がない又は極めて小さいと判断される区間」

「明らかに騒音の影響がない又は極めて小さいと判断される区間」とはトンネル区間、あるいは、対象道路実施区域及びその周囲に住居等が現存せず、かつ将来的立地が計画されていない区間等が該当する。

4.1.5 調査及び予測の手法の選定
調査及び予測の手法は、原則として4.1.6-1及び4.1.7-2に示す標準手法を選定する。ただし、以下の場合は、簡略化または重點化した手法を選定する。

- 1) 簡略化する場合
調査すべき情報が現地調査を行わなくても文献等により入手できる場合は、^{*1}調査の手法を簡略化することができる。
- 2) 重点化する場合
道路構造が複雑な場合など標準予測手法における伝播計算式の適用が困難で、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合は、予測の手法を重点化する。^{*2}

【解説】

調査及び予測の手法の選定にあたっては、省令第八条に基づき原則として標準手法を選定する。上記では、省令第八条第2項及び第3項に基づき簡略化又は重點化された調査及び予測の手法を選定する場合の要件を具体的に示した。

*1 「文献等により入手できる場合」

「文献等により入手できる場合」とは、「4.1.2 地域特性の把握」及び「4.1.6 調査の手法」において収集される文献その他の資料により、「4.1.6-1」調査すべき情報」が得られる場合が該当する。

*2 「道路構造が複雑な場合など」

「道路構造が複雑な場合」とは、たとえば道路断面が複雑で多重反射音や拡散音の影響を考慮すべき場合などがあたる。これらの影響は沿道の騒音を上昇させ、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」（省令第八条第3項第一号）に該当するときえられる。さらに、これらは標準予測手法（ASJ Model-0999）では計算が困難であり、予測手法を重點化する必要がある。

また、環境保全指標の効果についても一般的には標準予測手法で予測する（「1.8 環境保全指標の検討」参照）が、先端改良型遮音壁などの新たな対策技術には、標準予測手法ではその効果の算定が困難なものもある。このような場合には、予測手法を重點化する必要がある。

重点化予測手法には、模型実験、音響吸音値解析手法等があるが、詳細は、「4.1.7-3 予測の重點化手法」を参照のこと。

⑨ (削除)

⑩ (追加)

(ただし、ASJ RTN-Model 2003参考資料)
に記述されている先端改良型遮音
装置等を下除く)

4.1.6 調査の手法

標準調査手法
標準調査手法は、以下による。

1) 調査すべき情報

(1) 騒音の状況

騒音の状況は、等価騒音レベル (L_{Aeq})^{*1} を調査する。

(2) 対象道路事業により新設又は改築される道路の沿道の状況

「対象道路事業により新設又は改築される道路の沿道の状況」とは、以下をい
う。

①住居等の平均階数、騒音の影響を受けやすい面の位置^{*2}

②地表面の種類^{*3}

③建物の立地密度^{*4}（建物背後に予測地点を設定する場合）

2) 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理
及び解析により行う。

(1) 騒音の状況

騒音の状況の現地調査は、騒音に係る環境基準で定められた騒音の測定方法^{*5}
による。必要に応じ、道路交通量等の条件から等価騒音レベルを推計する方法
によることがができる。

(2) 沿道の状況

沿道の状況の現地調査は、現地踏査による目視で行う。

3) 調査地域

調査地域は、騒音の影響範囲内に住居等が存在する、あるいは立地する見込みが
ある地域とし、調査・予測区間毎に設定する。

4) 調査地点

(1) 騒音の状況

騒音の状況の調査地点は、予測地点の周辺で調査地域を代表すると考えられ
る地点とする。

(2) 沿道の状況

沿道の状況の調査地点は、予測地点の周辺で、調査地域を代表すると考えら
れる区域とする。

5) 調査期間等

(1) 騒音の状況
騒音の状況の調査期間等は、騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考
えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯^{*6}とする。

く 改 变 た ま し >

4.1.6-2 調査の簡略化手法
調査すべき情報が文献その他の資料から入手できる場合は、現地調査を省略することができる。

| 別表第二 標準手法（調査の手法） | |
|------------------|--|
| 騒音：自動車の走行 | 一 調査すべき情報 |
| 騒音の状況 | ロ 対象道路事業により供用される道路の沿道の状況 |
| 二 調査の基本的な手法 | 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法によるものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 |
| 三 調査地域 | 音の伝播の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 |
| 四 調査地点 | 音の伝播の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 |
| 五 調査期間等 | 音の伝播の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 |

【解説】

「4.1.6-1 標準調査手法」では、省令別表第二（第八条関係）に規定する標準調査手法を具体的に示した。なお、「(1) 調査すべき情報 (2) 対象道路事業により新設又は改築される道路の沿道の状況」の項目については、「技術指針通達第8の3(1)」で示されているものを抜粋した。また、「4.1.6-2 調査の簡略化手法」は、「4.1.5 調査及び予測の手法の選定 (1) 簡略化する場合」に該当する調査手法である。

調査の目的は、騒音の現況の把握、並びに予測地点の設定及び予測における伝搬計算に必要な沿道状況の把握である。

*1 「等価騒音レベル (L_{Aeq})」

「等価騒音レベル (L_{Aeq})」により騒音の現況を把握する。対象道路のうち現在、道路が存在しない区間は環境騒音を、道路が存在する区間は道路交通騒音を対象に等価騒音レベルを調査する。

*2 「住居等の平均階数、騒音の影響を受けやすい面の位置」

予測地点の設定は、「住居等の平均階数、騒音の影響を受けやすい面の位置」を考慮して行う。また、建物背後（騒音に係る環境基準における道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地をいう）における予測を行う場

*3 「地表面の種類」は、地表面上を伝搬する騒音の超過減衰を設定する必要がある(*4参照)。

「地表面の種類」は、地表面上を伝搬する騒音の超過減衰を設定する必要がある(*4参照)。あり、地表面の実効的流れ抵抗 α を調査する。一般的に α は表~4.2のとおりであるが、田んぼ、畑地等の α は表面の性状や水分により75~4,200と変化するため、環境影響評価では安全部の $\alpha = 1,250 \text{ kPa} \cdot \text{s} \cdot \text{m}^{-2}$ とすればよい。また、都市内では、一般的には $\alpha = 20,000 \text{ kPa} \cdot \text{s} \cdot \text{m}^{-2}$ とし、建物による遮蔽効果は別途考慮する。

表-4.2 地表面の種類と実効的流れ抵抗 α

| 地表面の種類 | 地表面の実効的流れ抵抗 (α モードによる推定値) |
|-----------------------------------|--|
| コンクリート、アスファルト 砂利、砂、砂利など表面の固い地面 | 20,000 $\text{kPa} \cdot \text{s} \cdot \text{m}^{-2}$ |
| 芝地、田んぼ、草地 | 1,250 |
| 表面の柔らかい畠地、耕田 | 300 |
| | 75 |

⑪ (追加) (幹モードWにおける推定値)

- ⑫ (削除)
- ⑬ (削除)

⑭

*4 「建物の立地密度」は、建物背後の騒音レベルを予測する場合(「4.1.7 予測の手法」*5参照)に必要となる。たとえば、建物の立地密度は道路近接建物列(対象道路に面した第一列の建物)の間隔率 α と背後建物群の建物密度 β とに分類することができる(図-4.3参照)。建物群背後において、道路近接建物列の遮蔽効果のみを考慮した簡易な予測計算を行う場合は、 α のみを調査すればよい。

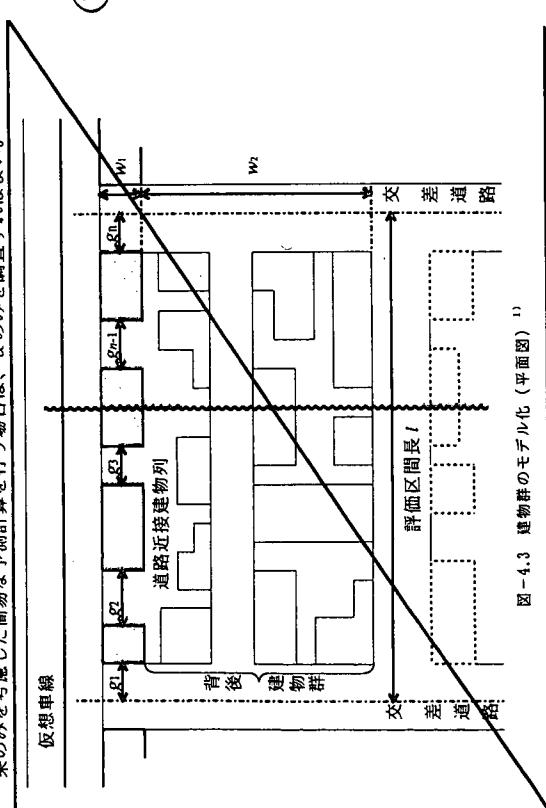


図-4.3 建物群のモデル化(平面図) 1

沿道市街地のモデル化(平面図)

なお、予測地点が高い場合は対象道路が高架や盛土の場合で、建物群上方の回折音を計算する必要があるときは、建物群の平均高さも設定する必要がある。
(*2参照)

α 及び β は、次式で定義される。

a. 道路近接建物列の間隔率 (α)

$$\alpha = \left(\sum_{i=1}^n g_i^2 \right) / l$$

………(解説4.1)

ここで、 g_i ：道路近接建物列における一番目の間隔長 / l ：新街区間長
b. 背後建物群における建物立地密度 / (β)

$$\beta = \frac{A}{w_2 l}$$

ここで、 A ：建物の建築面積の和、 w_2 ：背後建物群の平均奥行き /

*5 「文献その他の資料」

既存の騒音の測定データ、住宅地図、航空写真などが該当する。「4.1.2 地域特性の把握」で収集した情報を用いることができる。

*6 「騒音の測定方法」

具体的な測定方法は、日本工業規格Z8731「環境騒音の表示・測定方法（平成11年3月20日改正）」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 1. 基本評価編」（平成11年6月9日付環大企第164号、環大二第59号）による。

*7 「推計する方法」

既存道路に新設道路を併設するような場合で、既存道路上による騒音の状況を多くの地点で把握する必要がある場合は、推計による方法が有効である。この場合は、現在の道路交通条件を用い、「4.1.7 予測の手法」により推計する。なお、推計を行った場合は、その際の道路交通条件も明らかにする。

*8 「現地踏査による目視」

沿道の状況の調査では、住宅地図や航空写真などの文献を用いる他、必要に応じ現地踏査により目視確認を行う。

*9 「調査地域を代表すると考えられる地点」

調査地点は、一般的に調査地域を代表する1地点を選定する。日本工業規格Z8731（屋外における測定）では測定点は地上1.2～1.5mの高さとすると規定されているため、調査地点の高さは原則として地上1.2mとする。ただし、*7で示したように騒音の状況を多くの地点で把握する必要がある場合は、推計による方法を用いることが有効である。

*10 「騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の屋間及び夜間の基準時間帯」

調査時期は、環境騒音又は道路交通騒音が1年間を通して平均的な状況であると考えられる日を選定する。原則として土曜日、日曜日、祝日を除く平日で、雨、雪、

(15) の i 番目の建物間隔 (gap)

(16) 牛乳街凸中幅
(17) 牛乳街凸中幅

(18) の建物密度
(19) の建物密度

(20) (追加)
片後建物群中の
片後建物群中の

(21) 道路近接建物列の平均後面位置
から、斜面凸凹の直前へ建物の
後面位置までの水平距離

く. 改定 ragazzi

強風の日を避け、道路交通騒音が平均的な状況を呈する日を測定日として選定する。なお、季節によつては、セミなどの虫の声、鳥の鳴き声等自然音が大きくなる場合もあり注意を要する。

基準時間帯別の等価騒音レベルは、連続測定あるいは連続測定あるいはその基準時間帯の中を騒音が一定と見なせるいくつかの時間（観測時間）に区分し、観測時間別の測定を行つた後これらをエネルギー平均することにより求める。観測時間は、原則として1時間とする。

観測時間内の実測時間（実際に騒音を測定する時間）設定の考え方は、以下のとおりである。

①環境騒音については原則として連続測定とするが、深夜等で人の活動に伴う騒音の発生がほとんどないような場合には少なくとも10分以上の実測時間の測定で観測時間の代表値としてもよい。

②道路交通騒音については10分以上とする。経験的には、 L_{Aeq} の測定誤差を2dB程度以内に収めるためには、基準時間帯内に行われた総実測時間内に200台以上の車両が通過するよう実測時間を定めればよいと考えられており²⁾、これを目安に実測時間を設定する。

4.1.7 予測の手法

4.1.7-1 予測の前提条件

- 1) 道路条件
「4.1.1 事業特性の把握」で示した事項に基づき、騒音の予測に必要な道路条件を設定する。
- 2) 交通条件

(1) 予測対象時期は、道路構造令第二条第十七号の計画交通量が見込まれる時期とする。

(2) 交通量

予測に用いる車種別時間別交通量^{*2}は、予測対象時期における年平均日交通量及び車種構成を基に、類似地点における交通量の時間変動等を参考に設定する。

(3) 走行速度

予測に用いる走行速度は、道路交通法施行令で定める法定速度^{*3}、又は規制速度を予め設定できる場合にはその速度を基本として設定する。ただし、この場合、沿道環境の保全の観点から適切な値を用いることができる。

(4) 車種分類

予測に用いる車種は、原則として大型車類・小型車類の2車種分類^{*5}とする。

4.1.7-2 標準予測手法

標準予測手法は、以下による。

- ② 予測の基本的な手法
「音の伝播理論に基づく予測式」は、(社)日本音響学会の~~ASJ RTN-Model 2003~~^{*6}です。

これにより、予測地点における昼間、夜間別の等価騒音レベルを予測する。ただし、必要に応じ道路と平行な評価区間ににおける平均的な等価騒音レベルを指標として予測することができます。
~~音の伝播理論に基づく予測式は、原則として自動車騒音規制を考慮した将来の状況を用いる。~~

③ 予測地域

予測地域は、調査地域（「4.1.6-1 標準調査手法 3) 調査地域」参照）と同じとする。

④ 予測地点

「騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点」とは、騒音に係る環境基準との整合性を的確に評価できる地点をいう。

予測地点は、原則として予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間（以下「幹線道路近接空間」という）とその直後地（以下「背後地」という）の各々に設定する。この場合、予測地点の高さは幹線道路近接空間及び背後地における住居等の各階の平均的な高さとする。なお、建物の騒音の影響を受けやすい面における等価騒音レベルを予測することを原則とするが、その面より明らかに等価騒音レベルが大きくなる地点で予測することができる。

4.1.7-3 予測の重点化手法^{*14} 道路構造が複雑な場合における標準予測手法における伝搬計算式の適用が困難で、環境騒音の程度が著しいものとなるおそれがある場合は、模型実験または音響数値解析などにより騒音の伝搬特性を把握する。

4.1.7-4 予測の不確実性 新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

＜決定の方針＞

| 別表第二 標準手法（予測の手法） | |
|---|-------------------------------|
| 騒音：自動車の走行 | 一 予測の基本的な手法 |
| 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 | 二 予測地域 |
| 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 | 三 予測地点 |
| 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 | 四 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期 |

【解説】

「4.1.7-1 予測の前提条件」では、騒音の予測が必要がある時は、既存道路の道面条件・交通条件を示した。なお、既存道路の騒音を予測する必要がある時は、既存道路の道面条件・交通条件も併せて整理する。

「4.1.7-2 標準予測手法」では、省令別表第二（第八条関係）に規定する標準予測手法を、「技術指針通達第8の3(2)」を踏まえて具体的に示した。また、「4.1.7-3 予測の重点化手法」は、「4.1.5 調査及び予測の手法の選定 2) 重点化する場合」に該当する予測手法である。

*1 「予測に必要な道路条件」
騒音の予測に必要な道路条件には、「道路構造／幅員構成、車線数、路面高さなど
がある。これらは「4.1.1 事業特性の把握」で示した事項を基本に騒音の予測に
必要な精度で設定する。

*2 「予測に用いる車種別時間別交通量」
騒音の評価においては、騒音に係る環境基準との整合を検討する必要があるた
め、昼間（午前 6 時から午後 10 時）夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時）別
の等騒音レベルを予測（「4.1.7-2 標準予測手法」参照）する必要がある。し
たがって、車種別の走行速度が時間により変化しないと想定する場合は、車種別
の昼間、夜間別平均交通量を設定し、その交通条件で求められる昼間、夜間別の
等騒音レベルを予測する。一方、既存道路における現況の等騒音レベルを推
計する場合のように、車種別の走行速度を時間により変化させて設定する場合は、
車種別時間別交通量を設定し、時間別の等騒音レベルを算出した後、昼間、夜
間の基準時間帯でエネルギー平均した等騒音レベルを予測値とする。

*3 「法定速度」
車種分類別の法定速度は、表-4.3に示すとおりである。

表-4.3 法定速度

| 道路種別 | 大型車類 | 小型車類 |
|---------|--------|---------|
| 高速自動車国道 | 80km/h | 100km/h |
| その他の道路 | 60km/h | 60km/h |

*4 「沿道環境の保全の観点から適切な値」

「沿道環境の保全の観点から適切な値」とは、沿道環境の保全の観点から、必要
に応じ法定速度（又は規制速度）よりも10km/h程度高めに設定した速度のこととい
う。

② 道路構造の車種類

- ②③ (追加)
②③ (追加) 道路急促、断勾配、舗装材等

②③

②③

- ②③ (追加)

*5 「大型車類・小型車類の2車種分類」
2車種分類に対応する車両プレート番号は、表-2.5のとおりである。

表-2.5 車種分類に対応する車種プレート番号（両端）

| 2車種分類 | 細分類 | | 対応するプレート番号 |
|-------|-------|---|---|
| | 区分 | 旧区分 | |
| 小型車類 | 乗用車 | 軽乗用車 50~59(黄又は黒) 3及び33, 8及び88, | ASJ RTN-Model 2003以降子適用範囲 |
| | 乗用車 | 3、30~39及び300~399 5、50~59及び500~599 7、70~79及び700~799 | ASJ RTN-Model 2003以降予測計算の 対象道路馬路上の予測計算の 年見と以下にて。 |
| | 小型貨物車 | 軽貨物車 40~49(黄又は黒) 3及び33, 6及び66, | |
| 大型車類 | 小型貨物車 | 4、40~49及び400~499 6、60~69及び600~699 | (1) 対象道路：道路一般部（平面、盛土、切土、高架）、 道路特殊部（インターチェンジ部、トンネル坑口周辺 部、掘削・半地下部、平面道路併設部、複層高 架部）。 |
| | 普通貨物車 | 普通貨物車類 1、10~19及び100~199 | (2) 交通量：制限なし。 |
| | 普通貨物車 | 特種（殊）車 8、80~89及び800~899 9、90~99及び900~999 0、0~09及び000~099 | (3) 自動車の走行速度：自動車専用道路と一般道路の定常 走行区間にについては 40~140km/h、一般道路の非定常 走行区間にについては 10~60km/h、インターチェンジ部 などの加減速・停止部については 0~80km/h。 |
| | バス | バス 2、20~29及び200~299 | (4) 予測範囲：道路から水平距離200mまで、高さ12mまで（注）。 |

注1) 細分類の「区分」は、平成11年度以降に実施した全国道路交通事故調査の車種区分にあたる。
注2) 細分類の「旧区分」は、平成10年度以前に実施した全国道路交通事故調査の車種区分にあたる。
注3) プレート番号の添字「S」は、黒文字に黒文字で「黄字」を意味する。
注4) プレート番号の添字「S」は、小型プレートを意味する。

*6 「(社)日本音響学会のASJ Model 1998」
ASJ Model 1998には、伝搬計算A法とB法があるが、一般的にはB法を用いれば
よい。ただし、音源の周波数特性や地表面・障壁面の音響特性を任意に設定する場
合など、伝搬条件を精密に考慮する必要があるときにはA法を用いる。また、ASJ
Model 1998の適用範囲は以下のとおりである。
①対象道路：道路一般部（平面、盛土、切土、高架）、道路特殊部（インターチエ
ンジ部、掘削・半地下、トンネル坑口周辺部、平面道路併設部、複層高架
部）
②交通量：制限なし。
③自動車の走行速度：自動車専用道路と一般道路の定常走行部については 40~
140km/h、一般道路の非定常走行部については 10~60km/h、インターチェンジ部
などの加減速・停止部については 0~80km/h。

④予測範囲：道路から水平距離200m、高さ12m。（検証されているのはこの範囲
までであるが、原理的には適用範囲に制限はない。）
⑤気象条件：無風で特に強い気温の勾配が生じていない状態を標準とする。
以下に、 L_{Aeq} の基本式及びA法、B法の基本式を示す。また、定常走行部における

⑥ *6 「(社)日本音響学会のASJ Model 2003」

ASJ RTN-Model 2003

ASJ RTN-Model 2003以降子適用範囲

ASJ RTN-Model 2003以降予測計算の対象道路馬路上の予測計算の年見と以下にて。

ASJ RTN-Model 2003以降予測計算の対象道路馬路上の予測計算の年見と以下にて。

る現状及び単体規制を考慮した将来のパワーレベル式（2車種分類）を示す。新設道路においては、原則として、定常走行部におけるパワーレベル式を用いる。また、必要に応じ、インターチェンジ周辺等では加減速・停止時のパワーレベル式を、既存の一般道路においては非定常走行部のパワーレベル式を用いる。

なお、ASJ Model 1998は無指向性点音源を基本とした式であるが、予測地点が高い場合や、高架裏面での反射音を計算する場合などでは、近似的に、自動車から発生する騒音の指向特性⁽²⁾を考慮した計算が可能である。しかし、これまで、計算結果と実測値との整合は十分検証されていない。したがって、指向性を考慮した計算を行う場合は、その妥当性の十分な検証が必要である。

a. L_{Aeq} の基本式

$$L_{Aeq} = 10 \log_{10} \left(10^{LAE10} \frac{N}{2600} \right) \\ = L_{AE} + 10 \log_{10} N - 35.6 \quad \dots \dots \dots \text{(解説 4.4)}$$

$$L_{AE} = 10 \log_{10} \frac{1}{T_0} \sum_i 10^{L_{Ae,i} / 10} \cdot \Delta t_i \quad \dots \dots \dots \text{(解説 4.4)}$$

ここで、
 L_{AE} : 等価騒音レベル [dB]
 $L_{Ae,i}$: ユニットパターンの時間積分値をレベル表示した値
 T_0 : 交通量 [台/h]

N : 交通量 [台/h]

Δt_i : A 特性音圧レベルの時間的変化

$T_0 = 1s$ (基準時間)、 $\Delta t_i = \Delta t_i / V_i$ [s]、

Δt_i : i 番目の区間の長さ [m]、 V_i : i 番目の区間における自動車の走行速度 [m/s]

$$L_p = L_w - 10 \log_{10} (2\pi r^2) + 10 \log_{10} |\phi_i / \phi_s|^2 \quad \dots \dots \dots \text{(解説 4.5)}$$

$$\phi_s = e^{ikr} / r \quad \text{b. A 法}$$

$$\phi = \sum_j \phi_j \quad \text{b. A 法}$$

$$\phi_j = Q_j D_j \cdot e^{ikr_j} / r_j \quad \dots \dots \dots \text{(解説 4.6)}$$

ここで、
 L_p : 音響パワーレベル [dB]
 ϕ_s : 自由空間中での相対的な複素音圧
 k : 波長定数
 r : 音源から予測地点までの直線距離
 ϕ : 相対的な複素音圧
 ϕ_j : j 番目の伝搬経路の相対的な複素音圧
 Q_j : j 番目の伝搬経路の複素音圧反射係数
 D_j : j 番目の伝搬経路の回折係数
 r_j : j 番目の伝搬経路の長さ

道路交通騒音の予測計算の手順

・走行状態（定常、非常、加減速・減速）

・走行速度（静止、縦断勾配、騒音放射の指向性等）

・補正条件（舗装、縦断勾配、騒音放射の指向性等）

計算手順

予測対象道路・沿道の地形・地物等の条件

計算条件

予測点の設定

音源のパワーレベルの設定

計算車線位置の設定、離散音源点の設定（車線別）

音源のパワーレベルの設定

予測点の設定

道路構造・沿道条件の設定

予測対象道路・沿道の地形・地物等の条件

計算条件

予測対象道路・沿道の地形・地物等の条件

c. B法

$$L_{PA} = L_{wA} - 8 - 20 \log_{10} r + \Delta L_d + \Delta L_s \quad \dots\dots\dots \text{(解説4.7)}$$

ここで、

$$L_{PA} : A特性音圧レベル [dB]$$

$$L_{wA} : 自動車走行騒音のA特性パワーレベル [dB]$$

$$r : 音源点から予測地点までの距離 [m]$$

$$\Delta L_d : 回折効果による補正量 [dB]$$

$$\Delta L_s : 地表面効果による補正量 [dB]$$

d. 定常走行部におけるパワーレベル式

$$(現状) 大型車類: L_{PA} = 53.2 + 30 \log_{10} V \quad \dots\dots\dots \text{(解説4.8)}$$

$$小型車類: L_{wA} = 46.7 + 30 \log_{10} V \quad \dots\dots\dots \text{(解説4.9)}$$

ここで、

$$L_{wA} : A特性パワーレベル [dB]$$

$$(将来) 大型車類: L_{wA} = 52.3 + 30 \log_{10} V \quad \dots\dots\dots \text{(解説4.10)}$$

$$小型車類: L_{wA} = 45.3 + 30 \log_{10} V \quad \dots\dots\dots \text{(解説4.11)}$$

*7 「道路と平行な評価区間における平均的な等騒音レベル」

道路に面して立地する建物群の背後では、特定地点での等騒音レベルの予測は困難なことが多い。このような場合は、下記の式により道路と平行な評価区間の L_{Aeq} のエネルギー平均値 $\overline{L_{Aeq}}$ を評価指標とすることが有効である^{11) 12)}。

$$\overline{L_{Aeq}} = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{x_2 - x_1} \int_{x_1}^{x_2} 10^{-L_{Aeq}(x)/10} dx \right) \quad \dots\dots\dots \text{(解説4.12)}$$

ここで、 $x_2 - x_1$: 評価区間の延長

また、平面道路に遮音壁を設置する場合は、沿道へのアクセス確保のため遮音壁が分断されることが多く、遮音壁背後の騒音レベルは開口部との位置関係により複雑に変化する。しかし、 $\overline{L_{Aeq}}$ は開口部の数や位置にかかわらず、騒音壁高さと開口率により求められる。¹¹⁾

なお、 $\overline{L_{Aeq}}$ を評価指標とした場合は、評価書等において、その旨を明らかにすること。

*8 「自動車騒音規制を考慮した将来パワーレベル式」

自動車の単体規制は、省令第十条第5項の「国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策」に相当する。具体的には、平成4年11月30日付中央公害対策審議会中間答申「今後の自動車騒音低減政策のあり方について」で示された加速走行騒音規制の目標値（及び第二段階規制からの低減量）及び平成7年2月28日の中央環境審議会答申「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（自動車単体対策関係）」で示された定常走行騒音規制の目標値を指す。

小型車類については、平成10年12月8日付環境庁告示「自動車騒音の大きさの許容限度」により、平成10年～平成12年に二輪車を除く車両の規制が施行されることが決められている。一方、大型車類の規制については、上記答申において、平成14

(25) (削除)

(25)

年までに施行すべきとされている。10年で99%程度の車両が代替される（「2. 大気質 2.1.6 予測の手法」*17 表-2.14参照）ことを考慮する。~~音景影響評価における予測対象時期（概ね20年後）には、すべての車両が規制適合車に代替されないと考えてよい。したがって、原則として車体規制を考慮した将来のパワーレベル式を用いることとする。なお、将来のパワーレベル式を用いる場合は、省令第十五条の規定にしたがい車体規制の内容を詳説等において明記する。~~

なお、一部供用、暫定供用が予定されており中間年次の予測を行う場合は、年式別車両構成比の推定値（表-2.14参照）から規制適合車両の割合を算出することにより、その時点での平均的なパワーレベルを求めることができる。

*9 「予測地域の代表断面」

図-4.4に示すように、一般的に予測地域の代表断面は、道路の総断方向と直角かつ縦直に設定する。ただし、インター、エンジニアード、トンネル坑口部等で、騒音の平面的な分布状況を予測する必要がある場合は、代表断面を水平に設定することもある。

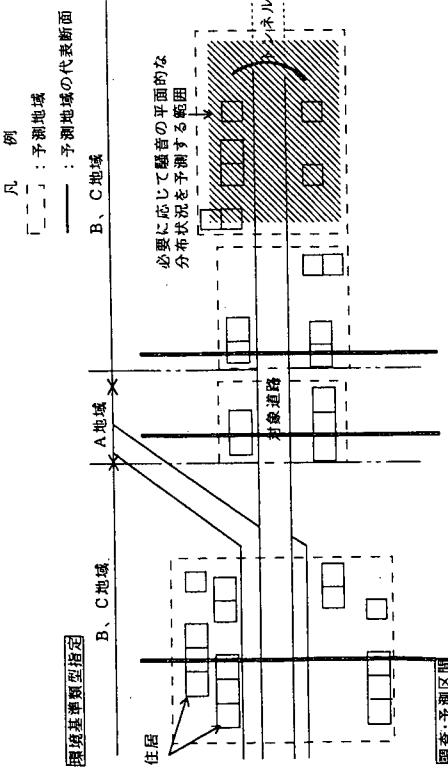


図-4.4 予測地域の代表断面の設定例

*10 「その背後地（以下「背後地」という）の各々に設定」

背後地においては、一般的に幹線道路近接空間との境界付近（対象道路からの距離が背後地内では最も小さい）の地点での予測が特に重要となる。この場合、主に道路近接建物列（「4.1.6 調査の手法」*4参照）の遮蔽効果を考慮すればよい。予測では、 L_{Aeq} を評価指標（*5参照）とし、道路近接建物列の間隙率 α 及び平均高

さを用いて計算を行う^{11) 12) 13)}。

ただし、平面道路において予測地点の高さが道路近接建物列の平均高さより低い場合の $\overline{L_{Aeq}}$ は、建物が存在しない場合の等価騒音レベル L_{Aeq} と上述の α を用いて次式で計算できる¹⁴⁾。

$$\overline{L_{Aeq}} = L_{Aeq} + 10 \log_{10} \alpha \quad \cdots \cdots \cdots \text{(解説4.1.3)}$$

また、更に道路から離れた地点で予測を行う場合、背後建物群中の騒音の減衰を考えるとときは、背後建物群の建物密度 β を用いた計算¹⁵⁾を行う必要がある。

一方、平面道路において道路端における予測値がすでに背後地の環境基準値以下となっている場合など、背後地における $\overline{L_{Aeq}}$ が環境基準値以下になることが明らかな場合は、背後地での予測を省略することができる。

*11 「各階の平均的高さ」

「各階の平均的高さ」は、日本工業規格Z8731において、建物に対する騒音の影響の程度を調べる場合には建物の床面から1.2~1.5mの高さとする規定されているため、各対象階の床面から1.2mの高さを基本として適切に設定する。ただし、1階を対象とする場合は、調査地点同様に、原則として地上1.2mの高さとする。

*12 「建物の騒音の影響を受けやすい面」

「建物の騒音の影響を受けやすい面」(以下、「影響面」という)は、通常、音源側の面であると考えられる。しかし、開放生活(庭、ベランダ等)側の向き、居室の位置等により音源側と違う面になることがある。例えば、道路に面する側が窓のない壁ある場合や、台所、浴室等に用いられているような場合には、開放生活側あるいは居室がある側の面を影響面とする。

また、予測においては、床等の遮蔽物による効果を見込むことができる。

*13 「その面より明らかに等価騒音レベルが大きくなる地点」

影響面が、個々の建物により異なり一律に設定できない場合は、一般的に騒音の影響が大きいと考えられる道路側の面とする。たとえば、平面道路の幹線道路近接空間において、影響面の位置が様々な場合は、官民境界線に予測地点を設置しても差し支えない。

*14 「道路構造が複雑な場合など」

*15 「模型実験または音響数値解析など」

対象道路の道路構造又は沿道の地形若しくはその表面性状などが複雑であり、標準予測手法に示す伝播理論式の適用が困難な場合は、模型実験または音響数値解析等により騒音の伝播特性を把握する。このようにして得られた伝播特性と交通条件から、標準予測法を用いて予測を行う。
⑥ (追加)
(ASP RTN-Model 2003 の参考資料 2 及び
付属資料 3 参照)

1) 模型実験

模型実験は、実物の $1/n$ の縮尺の模型を製作し実物の n 倍の周波数における音響伝搬特性を調べるものであり、3 次元の伝搬特性を直接的に得ることができる。模型実験では、模型と実物との音響相似則を整合させることが重要であり、境界面上に使用する模型材料の吸音率や透過損失、音源の指向性や空気吸収の影響等に配慮が必要である。

2) 音響数値解析

音響数値解析の代表的手法として、波動音響理論に基づくものに有限要素法 (FEM : Finite Element Method) や境界要素法 (BEM : Boundary Element Method)

等があり、幾何音響理論に基づくものに音線法等がある。
FEMとBEMは、波動方程式に基づいて、境界面の様々な反射率特性や複雑な幾何形状による反射、回折の効果を専用計算機別に求められる数値解法であり、オーバーハングのある複雑な道路構造への適用、特殊な形状の遮音壁の減音効果の解析等に用いられる。

一方、音線法は、音源から全方向に一定の角度間隔で放射した音の跡跡（音線）を音のエネルギーの伝播とと考え、音線の粗密状況等から音圧レベルを求める手法であり、複雑な幾何形状を有する境界面における高次の多重反射音の解析等に用いられる。
*16 「新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分蓄積されていない場合」

これには、標準予測手法として設定しているPoint Model¹⁶あるいは重点化手法として用いる換型実験、音響数値解析手法等をこれらの適用範囲を超えて用いる場合や、これらの手法以外で知見が十分蓄積されていない新規の予測手法を用いる場合がある。

(27)

音響数値解析の代表的手法として、波動音響理論に基づく境界要素法 (BEM : Boundary Element Method) や時間領域差分法 (FDTD : Finite Difference Time Domain) 法、及び幾何音響理論に基づく音線法等がある。BEMやFDTD法は、境界面の様々な反射率特性や複雑な幾何形状による反射、回折の効果を周波数別に計算することができます。この手法は、平行壁を有する平面道路上に高架道路が併設される場合や半地下構造道路で張り出し部分が長い場合など、境界条件が複雑な音場解析に用いられる。ただし、境界面あるいは音場領域を細かく離散化する必要があるため、現在は、2次元での計算に止まっている。

(28)

(追加)
ただし、基本的には、波動性は考慮して下さい。

(29)

ASJ R74-14.dl 2003

4.1.8 環境保全措置の検討

1) 環境保全措置の検討
予測結果等から、環境影響がない又は極めて小さいと判断される場合以外にあつては、事業者により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減すること及び国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によつて示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討する。

2) 検討結果の検証

1) の検討を行った場合は、環境保全措置についての複数案の比較検討^{*2}、実行可能なより良い技術を取り入れられるかどうかの検討等により、実行可能な範囲内において環境影響をできる限り回避又は低減されているかどうかを検証する。

3) 検討結果の整理

1) の検討を行った場合は、以下の事項を明らかにする。

- (1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (2) 環境保全措置の効果、種類及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性^{*1}の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響

4) 事後調査

予測の不確実性の程度が大きい場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合^{*2}で、かつ環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を検討する。

【解説】

*1「環境保全措置」

環境保全措置の検討においては、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減し、騒音による環境基準の達成に努める。
この場合、遮音壁等の道路構造対策による環境保全措置を実行可能な範囲で講じたにもかかわらず、屋外の騒音レベルが環境基準値を超えるときは、既存道路上に対象道路が併設される場合等における「幹線道路の沿道の整備に関する法律」の適用の見通し等を踏まえ、沿道の建物の防音対策を検討する。

なお、環境保全措置の例、その内容と効果の把握方法等については次頁以降に説明する。

*2「複数案の比較検討」

「複数案の比較検討」は、複数の環境保全措置について、その騒音低減効果及び他の環境要素への影響の程度などを併せて比較検討することにより行う。
たとえば、低層住宅が大部分であるが、一部高層住宅も立地する地域を対象道路が通過する場合を想定する。この場合、非常に高い遮音壁を設置する案と、比較的低い遮音壁にどどめ高層住宅の高層には防音対策を講じる案が考えられるとする。
どちらの案が望ましいかは、騒音の低減効果のみならず低層住宅の日照障害や景観

の問題も併せて検討する必要があると考えられる。

*3 「当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化」

「当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化」の検討にあたっては、後述するく環境保全措置の例への「り、効果の把握方法」により環境保全措置の効果を可能な範囲で定量的に把握し、当該環境保全措置実施後における等価騒音レベルを予測する。

*4 「環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響」

「環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響」の代表例として、遮音壁設置による日照阻害への影響などが考えられる。詳細については、後述するく環境保全措置の例への「イ、実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響」を参照のこと。

*5 「事後調査を検討」

省令第十七条に規定された事後調査の必要性については、以下のように考えられる。

標準予測手法として設定しているASJ RTN-Model 2003
③ 標準予測手法として設定してある反射性または吸音性の遮音壁は重点化手法として用いる模型実験、音響数値解析手法等を、その適用範囲において環境保全措置の効果を予測する場合は、その効果に関する知見が十分に蓄積されていると判断でき、事後調査を行う必要はないと考えられる。

一方、これらの手法を用いても、その効果が予測できないような新たな環境保全措置を講じる場合、その不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めたときは、事後調査を検討する必要がある。

<環境保全措置の例>

以下に、代表的な環境保全措置の効果と手順手法(他の環境要素への影響)を示す。

(1) 遮音壁

遮音壁には、一般的に利用されている反射性または吸音性の遮音壁(以下「通常遮音壁」という。)、減音効果を高めるため先端に吸音体や突起を取り付けた「先端改良型遮音壁」及び都市内の一般道路に設置する高さが1~1.5m程度の「低層遮音壁」などがある。

④ 通常遮音壁

ア. 対策内容
遮音壁は、遮蔽効果により騒音の低減を図るものであり、必要な用地幅が少なくて施工も容易であるため、最も広く利用されている対策である。

沿道アクセス機能が高い平面構造の一般道路に遮音壁を連続して設置するためには、環境施設帯を設け副道を設置するなど、沿道アクセスを確保できる道路構造とすることが望ましい。

イ. 実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響

遮音壁の高さが高くなると、景観、日照阻害などの問題が生じることがある。この場合、植樹による修景や、透光板の採用等遮音壁の形状、色彩などに留意する必要がある。

り効果の把握方法
 減音効果(回折効果)はASJ Model 2003により求められる。吸音性遮音壁の効果は、吸音面の音響インピーダンスを設定できる場合に方法を計算できる。

(32) なお、遮音壁設置区間の側方からの回折音の影響を防ぐためには十分な設置延長をする。ASJ Model 2003による有限長障壁の回折補正量の計算方法等を利用し、必要な設置延長を検討する必要がある。

b.先端改良型遮音壁
 ア.対策内容

先端改良型遮音壁は、遮音壁の先端に吸音体や突起を取り付けることにより、通常遮音壁と同じ高さで、より大きな減音量が得られる遮音壁である。後述するように、他の環境要素への影響を軽減できるだけでなく、遮音壁の高さに道路構造上の制約がある場合に有効である。

i.実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響

日照阻害、景観への影響が生じる場合があるが、通常遮音壁に比べ高さが低いため、その影響は通常遮音壁に比べて小さい。

ウ.効果の把握方法
 減音効果は、模型実験及び2次元境界要素法等の数値解析手法により求められる。多種回折による計算方法を参考せざるを得ない。

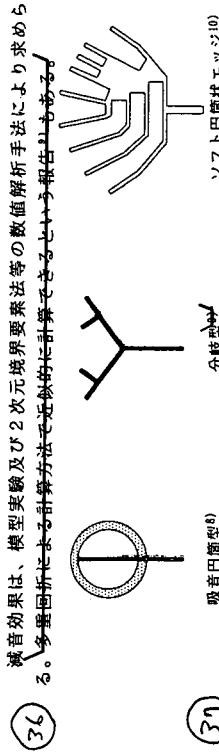


図-4-5 先端改良型遮音壁の例

c.低層遮音壁⑪)

ア.対策内容

低層遮音壁は、都市内の平面道路に簡易に設置できる高さが1~1.5m程度の低い遮音壁であり、パネルタイプと植樹タイプに大別される。

都市内の平面道路では沿道アクセス機能の確保のため、低層遮音壁は多くの開口部を有し不連続となる。また、設計にあたっては、良好な都市空間、歩行空間の形成に資するために、植樹帯を活用するなど景観に配慮する必要がある。

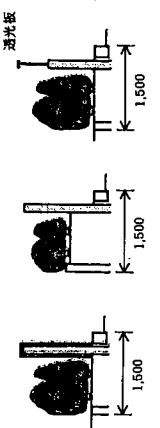


図-4-6 低層遮音壁の設計例

- (32) ASJ RTN-Model 2003
- (33) ASJ RTN-Model 2003 付属資料にて記述したと計算法等
- (34) ASJ RTN-Model 2003
- (35) (追加) 回折
- (36) フィルタにつけたまゝ、ASJ RTN-Model 2003 参考資料にてさくら計算でます。
- (37) (削除)

イ. 実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
他の環境要素への影響はほとんどない。

効果の把握方法
開口部の存在により低層遮音壁背後の騒音レベルは地点毎に異なるため、評価は、評価区間の等価騒音レベルのエネルギー平均値 L_{Aeq} を用いるとよい。

減音効果は、低層遮音壁設置前後の L_{Aeq} の差（区間平均挿入損失 ΔL または

$(SA\%L)$ として求められる¹²⁾）。

（2）遮音築堤

ア. 対策内容

遮音築堤は、騒音を遮蔽するために設ける築堤である。遮音壁よりも用地幅が必要となり、限られた幅員の中では築堤高が制限されるため、遮音壁を併用する場合がある。

イ. 実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
遮音壁と同様に、日照障害、景観への影響が生じるが、植物を行うことにより、遮音壁が遮蔽され景観の向上が図られる。

ウ. 効果の把握方法

減音効果は、¹³⁾ ASJ Model-1999の3法¹⁴⁾により求められる。なお、築堤の表面性状を考慮して減音効果を求める場合には、築堤表面の音響インピーダンスを設定し、¹⁵⁾ ASJ Model-1998の4法¹⁶⁾で計算できる。

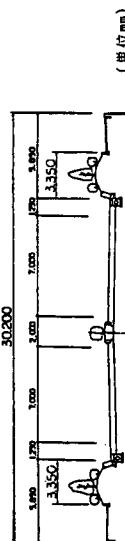


図 4-7 遮音築堤の例¹³⁾

④(1) (3) 排水性舗装

ア. 対策内容

排水性舗装は、雨天時の路面水を舗装表層の空隙を通して排水し走行安全性の向上を図るために開発されたものであるが、空隙率が高いことからタイヤ/路面騒音（主としてエアボン・ブレーキ音）の減音効果とともに、伝搬過程における吸音効果が見込まれる。

しかし、空隙詰まりなどにより減音効果が経時に低下する傾向がある。そのため、減音効果の経時変化の把握／効果維持のメンテナンス技術の確立が必要である。
イ. 実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
他の環境要素への影響は、ほとんどない。

ウ. 効果の把握方法

減音効果は、パワーレベルの低減として、¹⁷⁾ ASJ Model-1999により求められる。
また、排水性舗装における遮音壁等の回折効果は、パワースペクトルの変化を考慮した計算により求める。¹⁸⁾ なお、上述したように、減音効果は経時に変化する

④(5) (削除)

③(8) (追加)

ア. 低層遮音壁等の位置、高さ及び開口部
等が一歩め段からなる場合には、地盤による効果を補正する方法。

（2）遮音築堤

ア. 対策内容

遮音築堤は、騒音を遮蔽するために設ける築堤である。遮音壁よりも用地幅が必要となり、限られた幅員の中では築堤高が制限されるため、遮音壁を併用する場合がある。

イ. 実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
遮音壁と同様に、日照障害、景観への影響が生じるが、植物を行うことにより、遮音壁が遮蔽され景観の向上が図られる。

ウ. 効果の把握方法

減音効果は、¹³⁾ ASJ Model-1999の3法¹⁴⁾により求められる。なお、築堤の表面性状を考慮して減音効果を求める場合には、築堤表面の音響インピーダンスを設定し、¹⁵⁾ ASJ Model-1998の4法¹⁶⁾で計算できる。

④(9) (40)

ア. 対策内容

ASJ RTN-Model 2003 付属資料²¹⁾に記載の通り、騒音低減効果の計算方法は、車両内の一車

（追加）

（騒音低減効果の計算方法）
ASJ RTN-Model 2003 付属資料²¹⁾に記載の通り、騒音低減効果の計算方法は、車両内の一車

（追加）

（追加）

（削除）

(46) たお、維持管理の水準を考慮した効果の算定が必要である。

(4) 吸音処理

ア. 対策内容

吸音処理は、高架・平面道路併設部、複層高架部における高架裏面での反射音や、掘削道路の側壁、トンネル坑口部での反射音などの対策として用いられる。沿道の騒音レベルにおける反射音の寄りが大きい時に有効である。なお、平面道路に高架道路を併設する場合は、平面道路に遮音壁を設置することにより、平面道路からの直達音も十分低減させておく必要がある。他の環境要素への影響はない。

効果の把握方法は、ASJ Model-1000により求められる。吸音率は平均斜入射吸音率¹⁰⁾を用いる。

(5) 環境施設帯の設置

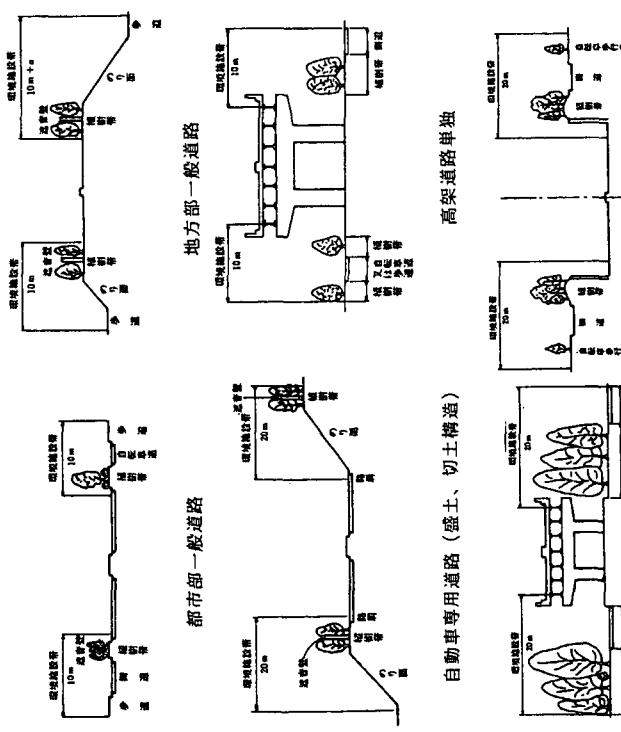


図-4-8 環境施設帯の設置例^[13]

(46) (追加)

(4) 二層式排水仕事舗装

ア. 施策内容

二層式排水仕事舗装は、排水仕事舗装(一層式)と半径の異なる上・下二層に分けた舗装工法で、一般道と歩道といつても、車輪による、歩道を支持して、三脚止止めである。

1. 施設に伴い生ずる歩道の舗装工法へ影響
他の環境要素への影響は、ほとんどない。
2. 支柱の把握方法
今後、騒音低減メカニズムの解明、主測調査等による、ハウジング低減といつの結果低減效果の把握が求められる。

(47) ASJ R74-Model 2003

7. 対策内容

環境施設帯は、「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準（昭和49年4月10日建設省都市局長、道路局長通達）」に基づき、幹線道路の沿道の生活環境を保全する必要がある地域において、車道端から10m又は20mの土地を道路用地として取得するものであり、植樹帯、歩道、副道等で構成される。距離減衰による減音効果が見込まれるが、大きな減音効果を得るためにには、遮音壁、遮音築堤の併用が必要である。

1. 実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
大気質、振動、低周波音、日照阻害の緩和及び良好な景観の形成が図られるとともに、環境施設帯を利用して植樹等を連続させることにより、生物の生息・生育環境の創出が図られる。

ウ. 効果の把握方法
減音効果は、~~ASJ Model 1998~~より求められる。

(6) 樹栽による道路の遮蔽

ア. 対策内容

樹栽による道路の遮蔽は、主に環境施設帯設置時に行われるものであり、騒音の発生源である自動車を視覚的に遮蔽することにより、歩行者や沿道住民に対して心理的な減音効果が期待される。

1. 実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
排出ガスの拡散を促進させるとともに、窒素酸化物 (NO_x) の吸収及び浮遊粒子状物質 (SPM) の吸着効果による大気の浄化や、良好な景観の形成が図られる。

ウ. 効果の把握方法
物理的効果は樹種や植栽密度により異なり、定量的には把握されていない。

(7) 建物の防音対策

ア. 対策内容

建物の防音対策は、事業者により実行可能な道路構造対策を行つたにもかかわらず、屋内の騒音レベルが環境基準値を超える場合に検討する。
主な防音対策としては、窓を防音型に変更すること、外壁の補修を行うことなどなどが挙げられ、併せて空調設備が設置されることが多い。また、特に高い防音性能が要求される場合には、換気口を防音型にするなどの配慮が必要である。

イ. 実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
他の環境要素への影響はない。

ウ. 効果の把握方法

防音対策を行つた場合の屋内へ透過する騒音レベルは、「騒音に係る環境基準」にしたがい、原則として建物の騒音を受けやすい面に入射する騒音レベル（「4.1.7 予測の手法」参照）から、その面の建物の防音性能値（表-4.4参照）を差し引くことにより求める。

表-4.4 一般的な建物の防音性能値¹⁵⁾

| 窓の種別 | R.C. | | 在来型 木造 |
|-----------|-------------------|-----------|-----------|
| | モルタル注2) サイディング | モルタル注2) | |
| 二重窓、固定窓 | 3.5 / 3.0 dB注1) | 3.0 dB注4) | 3.0 dB注4) |
| 防音型サッシ注1) | 3.0 dB注5) | 2.5 dB注4) | 2.5 dB注4) |

注1)防音型サッシには、防音型一重引き違いサッシの他、気密型の開き窓、回転式の窓も含む。

注2)木造モルタルのうち、ひび割れ・隙間等の漏れが発生する場合は在来型木造として扱う。

注3)二重窓のうち、開き窓の面積の総和が1箇所以下の場合は在来型木造として扱う。

注4)在来型木造のうち、明らかに隙間が目立つものは補修が必要である。

注5)可動部分の幅の合計が1箇所以内の場合に限る。可動部分の幅の合計が1箇所以上の場合には防音性能値は25dBとする。

くびれ窓 ターチ窓

4.1.9 評価の手法

評価の手法は以下による。

- 1) 回避・低減に係る評価
調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。
- 2) 基準又は目標との整合性の検討
国又は関係する地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、選定項目に関する基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。
- 3) 事業者以外の者が行う環境保全措置
既存道路の管理者等、事業者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込む場合は、当該措置の内容を明らかにする。

【解説】

*1「基準又は目標」

自動車の走行に係る騒音において整合を図るべき基準又は目標は、表-4.5のとおりである。

表-4.5 整合を図るべき基準又は目標

| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 標準的に整合を図るべき基準又は目標 |
|---------|---------|--|
| 騒音 | 自動車の走行 | 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環告64号）の道路に面する地域の基準 |

*2「整合が図られているかどうか」

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）（表-4.6参照）との整合性の考え方について以下に補足する。

- 1) 地域類型あてはめの考え方

騒音に係る環境基準が改正によって（平成10年9月30日環大令第257号）³によれば、地域類型あてはめは、原則として、用途地域に準拠して以下のように行うとされている。

A 地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

B 地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

なお、用途地域のうち、工業専用地域については、地域の類型のあてはめを行わない。

⑭ 「騒音に係る環境基準の整備と当地域の騒音の実態受託事業者の処理基準への対応（平成13年1月5日付環境大臣第3号）」

地域類型の指定が行われていない場合は、厳密には、整合を図るべき基準又は目標はないと考えられる。しかし、このような場合でも、当該地域の自然的条件、住居等の立地状況、土地利用の動向等を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考にしつつ、相当数の住居が存在する地域等に対し適切な地域類型のあてはめを想定し、参考として騒音に係る環境基準との整合性を検討することが望ましい。

2) 鉄線交通を担う道路に近接する空間の考え方

（平成10年9月30日付環大企第257号）

「騒音に係る環境基準の改正について」

によれば、「鉄線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道などが掲げれており、環境影響評価の対象となる道路は、「鉄線交通を担う道路」と考えられる。

また、「鉄線道路に近接する空間」とは、次の車線の区分に応じ道路端からの中距離によりその範囲を特定するものとされている。

- 1) 2車線以下の車線を有する鉄線交通を担う道路 15m
 - 2) 2車線を超える車線を有する鉄線交通を担う道路 20m
 - 3) 建物の防音対策と屋内へ透過する騒音に係る基準との整合性
- 屋内へ透過する騒音に係る基準の適用条件は、「個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれいると認められる」場合とされている。「騒音に係る環境基準の改正について（平成10年9月30日付環大企第257号）」によれば、この場合は「通常、建物の騒音の影響を受けやすい面の窓が、空気の入れ換え等のために時折開けられるのを除いて閉められた生活が営まれているということであり、それ以外の側面で主として窓を開めた生活が営まれていることがないが、窓を開めた生活が営まれている理由としては、建物の防音性能が高められ、空調設備が整備されているといった対策等により生活環境の確保が十分に図られていることが必要である」とされている。
- 一般的に建物の防音対策を行う場合は、その防音性能を高めるとともに空調設備も併せて整備することから、防音対策により屋内へ透過する騒音に係る基準を達成すれば、環境基準の達成に努めていると考えられる。
- 4) 既存道路がある場合の騒音に係る基準との整合性
- 「騒音に係る環境基準」との整合性の評価は、基準値だけでなく達成期間を加味して行う。既存の2車線以上の（C地域では車線を有する）道路上に併設して新たに道路を設置する場合は、「既設の道路に面する地域」の達成期間（表-4.6参照）が適用される。

*3 「事業者以外の者が行う環境保全措置」

新設道路と既存道路からの合成騒音を低減するためには、新設道路のみならず、既存道路における環境保全措置の実施が求められる。なお、詳述において既存道路の管理者等における環境保全措置の効果を見込む場合は、省令第十一条第3項の規定にしたがい、当該環境保全措置の内容を明らかにする必要がある。

表-4.6 驚音に係る環境基準（道路に面する地域）

| 地域の区分 | 基準値 | | |
|---|----------|----------|----------|
| | 昼間 | 夜間 | 夜間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 | 60デシベル以下 |
| この場合において、幹線交通を担う道路に接する空間については、上表にかかるらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりである。 | | | |
| 基準値 | | | |
| 昼間 | 夜間 | 夜間 | |
| 70デシベル以下 | 65デシベル以下 | 65デシベル以下 | |

備考 個別の住民等において騒音の影響を受けやすい面の窓を中心として閉めた生活が営まれていると認められらる場合は、屋内へ透過する騒音によることができない。

(注) 昼間：午前6時から午後10時まで
夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

A地域：専らとして住居の用に供される地域
B地域：主として住居の用に供させて商業、工業等の用に供される地域
C地域等：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

＜達成期間等＞ 定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。
1 環境基準に面する地域について(1)は、環境基準の施行後直ちに達成され、(2)は、既設の道路についての地域についてのことは、関係行政機関及び関係地方公共団体との協力の下に実施される。また、(3)は、既設の道路が施行後10年以内を目標として達成され、(4)は、既設の道路が施行された日より前に達成され又は維持されるよう努めることとする。
 (1) 道路には、車両の通行による騒音が最も多くなる。
 (2) 既設の道路に対する対策は、(1)と同様である。
 (3) 既設の道路に対する対策は、(1)と同様である。
 (4) 既設の道路に対する対策は、(1)と同様である。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路における場合は、(2)を準用する。
 2.1 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に面する場合は、(2)を準用する。
 2.2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に面する場合は、(2)を準用する。
 2.3 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に面する場合は、(2)を準用する。
 2.4 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に面する場合は、(2)を準用する。

- 引用文献
- 1) 日本音響学会 道路交通騒音調査研究委員会：道路交通騒音予測法ASJ Model-1988, 一日本音響学会誌, Vol.55, No.4, pp.281-294, 1990.
 - 2) 龍田達次, 吉久光一, 久野和宏 : L_{eq} の測定値に及ぼす観測時間長等の影響, 日本国音響学会誌, Vol.154, No.8, pp.554-560, 1998.
 - (52) 3) 沢井豊介, 稲野謙大, 塩谷勝一:自動車走行騒音の指向性を考慮した道路交通騒音予測手法に関する研究, 韶音制御, Vol.22, No.2, pp.115-116, 1998.
 - (53) 4) Noriaki Horie, A. P. Hsu: Noise-Reduction Capacity of Various Road Interfaces, *Actual Load-Interaction '90, Proceedings*, 1990.
 - 5) 上坂克己, 大西博文, 三宅龍雄, 高木興一:道路上に直面した単独建物および建物列後方における等価騒音レベルの簡易計算方法, 韶音制御, Vol.1-23, No.6, pp.430-440, 1999.
 - 6) 上坂克己, 大西博文, 千葉隆, 高木興一:道路上に直面した市街地における区間平均等価騒音レベルの計算方法, 韶音制御, Vol.23, No.6, pp.441-451, 1999.
 - 7) 上坂克己, 大西博文, 体験清範, 千葉隆, 高木興一:低層遮音壁による減音効果の予測・評価に関する研究, 土木学会環境工学研究論文集, 第34巻, pp.307-317, 1997.
 - 8) 庄野豊, 吉田幸信, 山本真平:遮音壁先端に設置する騒音低減装置の開発, 土木学会論文集, No.504/VII-25, pp.81-89, 1994.
 - (54) 9) 伊藤野義司:出水義, 佐藤英吉, 小林亮一:遮音壁の被音效果の計算方法について, 日本国音響学会講演文集, 春季, pp.697-699, 1999.
 - 10) 伊藤野義司, 尾本章, 鳥原秀男, 大久保朝直, 金西換:ソフトな円筒状エッジを持つ実物大防音壁の騒音性能, 日本国音響学会騒音・振動研究会資料N-99-48, 1999.
 - 11) 上坂克己, 大西博文, 木村健治, 鈴木清範:低層遮音壁の設計方法に関する研究, 土木研究所資料第3705号, 2000.
 - 12) 上坂克己, 大西博文, 木村健治, 石川管一, 高木興一:種々の低層遮音壁による減音効果の予測・評価に関する研究, 韶音制御, Vol.1-23, No.2, pp.99-109, 1999.
 - 13) 建設省道路局企画課道路環境影響評価室:道路環境影響評価要覧, 開オーシャン・プランニング.
 - 14) 建設省土木研究所:土木試験方法:道路用吸音板斜入射吸音率試験方法(案), <http://www.kitlim.gov.jp/lab/>
 - 15) 植村圭司, 上坂克己, 大西博文, 岩瀬昭雄:沿道建物の一般的な防音性能について, 日本国音響学会騒音・振動研究会資料N-99-46, 1999.

- (51) 道路交通騒音の予測モデル "ASJ RTN-Model 2003", 日本国音響学会誌, Vol.60, No.4, pp.192-241, 2004.
- (52) (削除)
- (53) (削除)
- (54) (削除)
- (55) <http://www.kitlim.gov.jp/index.htm>

- 4.3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音
資材及び機械の運搬に用いる車両（以下、「工事用車両」という。）の運行に係る騒音
の環境影響評価についての調査は、予測を適切に行うため、騒音の状況及び沿道の状況を
の環境影響評価についての調査は、予測を適切に行うため、騒音の状況及び沿道の状況を
の環境影響評価についての調査は、予測を適切に行うため、騒音の状況及び沿道の状況を
の環境影響評価についての調査は、予測を適切に行うため、騒音の状況及び沿道の状況を
- ⑤6 対象に行う。一方モードは、日本音響学会規格のASJ-R74-Model2003¹⁾
騒音レベルを予測する。予測結果から、環境影響がない又は極めて小さいと判断される場
合以外にあつては、環境保全措置の検討を行う。評価は、回避・低減されているかどうか
をもって評価を行う。

セア3。

- ⑤6 予測の基本的アシスは、(社)日本音響学会
学会標準の ASJ R74-Model 2003¹⁾

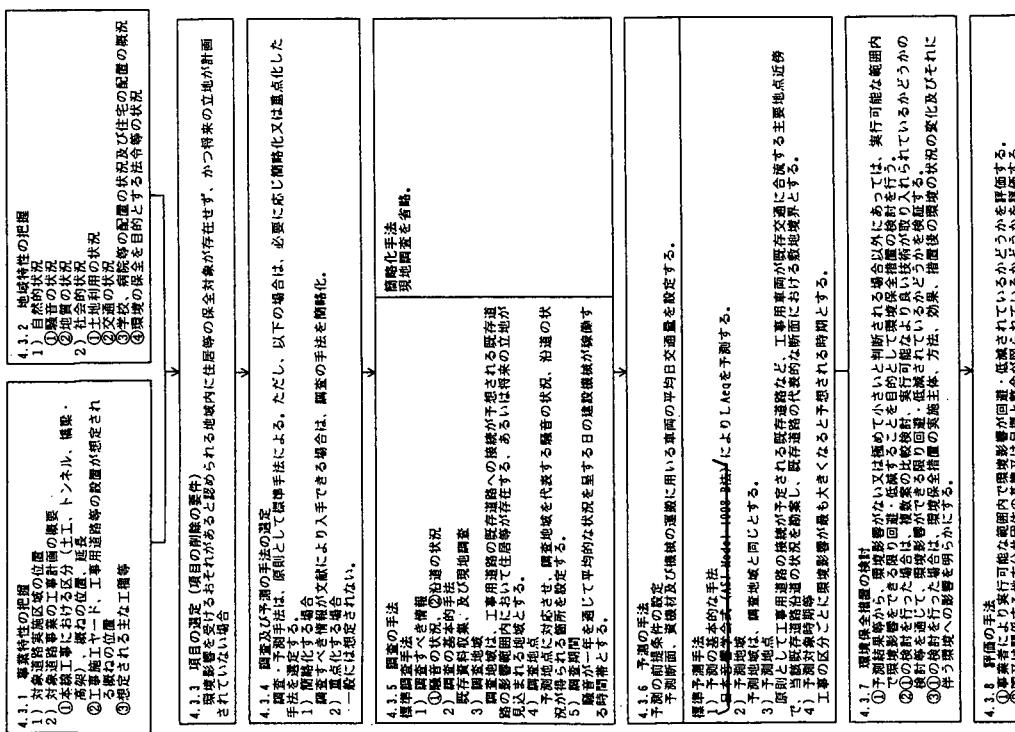


図-4.24 工事用車両の運行に係る騒音の環境影響評価における調査、予測及び評価の流れ

4.3.1 事業特性の把握

事業特性については、計画の熟度に応じ、工事用車両の運行に係る騒音の調査及び予測に関する以下の内容を把握する。

1) 対象道路事業実施区域の位置^{*}1

2) 対象道路事業の工事計画の概要^{*}2

- (1) 本線工事における区分（土工、トンネル、橋梁・高架）、概ねの位置、延長
- (2) 工事用施工ヤード、^{*}2工事用道路等の設置が想定される概ねの位置
- (3) 想定される主な工種等

【解説】

これらの事業特性は、項目の選定、調査及び予測の実施に必要になる。

1) 項目の選定に係る事業特性

「対象道路事業の実施区域の位置」及び「対象道路事業の工事計画の概要」は、工事等の概ねの位置、住居等の保全対象（「4.3.2 地域特性の把握」で把握する）との位置関係を把握するために必要である。環境影響を受けるおそれがあると認められる地域内に住居等の保全対象が存在せず、かつ都市計画上、土地利用上からも住居等の将来の立地が計画されていない場合、項目を削除することができる。詳細は、「4.3.3 項目の選定」を参照のこと。

2) 調査及び予測に用いる事業特性

「対象道路事業実施区域の位置」及び「対象道路事業の工事計画の概要」は、調査地点及び予測地点の設定において必要な情報である。詳細は「4.3.5 調査の手法」及び「4.3.6 予測の手法」を参照のこと。

*1 「工事計画の概要」

「4.2.1 事業特性の把握」*1を参照のこと。

*2 「工種等」

「4.2.1 事業特性の把握」*2を参照のこと。

4.3.2 地域特性の把握

地域特性については、対象道路事業実施区域及びその周囲において入手可能な最新の文献その他の資料（出版物等であつて、事業者が一般に入手可能な資料）に基づき、工事用車両の運行に係る騒音に関連する以下の内容を把握する。

1) 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

①騒音の状況

騒音の状況、環境基準の確保の状況、騒音規制法に基づく自動車騒音の限度の確保の状況

(2) 地形及び地質の状況

③地質の状況

地質の区分及び分布状況

④社会的状況

(1) 土地利用の状況

土地利用の現況、土地利用計画の状況

(2) 交通の状況

(1) 主要な道路の位置、交通量等の状況

主要な道路の位置、交通量等の状況
土地利用の現況、土地利用計画の状況
主要な道路の位置、交通量等の状況

(3) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

・学校、病院、幼稚園、児童福祉法に基づく児童福祉施設（保育所等）、老人ホーム、図書館の配置の状況、集落の状況、住宅の配置の概況、将来の住宅地の面整備計画の状況

(4) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

①幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第1項の規定により指定された治道整備道路

②環境基本法（平成5年法律第91号）第十七條第3項の規定により策定された公害防止計画の策定の状況（策定の時期、計画の期間、計画の目標値等）

③騒音規制法第十七条第1項に規定する自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

④都市計画法（昭和43年法律第100号）第八条第1項第一号の規定により定められた用途地域

【解説】

これらの地域特性は、項目の選定、調査及び予測の手法の選定、予測及び評価の実施に必要になる。

1) 項目の選定に係る地域特性

項目の選定に係る地域特性として、「土地利用の現況」及び「学校、病院、幼稚園等の配置の状況」、「集落の状況」、「住宅の配置の概況」等から現在の保全対象の立地

状況を把握する。また、「土地利用計画の状況」及び「将来の住宅地の面整備計画の状況」等から将来の保全対象の立地状況を想定する。これらと、「4.3.1 事業特性の把握」で整理した対象道路事業実施区域の位置関係から、項目の選定について検討する。

2) 調査及び予測の手法の選定に係る地域特性

「騒音の状況」、「土地利用の現況」、「住宅の配置の概況」等に関する文献から、「4.3.5 調査の手法」に示す調査すべき情報が得られる場合は、調査手法を簡略化することができる。詳細は、「4.3.4 調査及び予測手法の選定」を参照のこと。

3) 調査、予測及び評価に用いる地域特性

調査、予測及び評価に用いる地域特性としては、「騒音の状況」、「土地利用の現況」「住宅の配置の概況」等は、場合により「4.3.5 調査の手法」に示す調査すべき情報として代用され、予測の条件として用いることができる。また、調査地点及び予測地点の設定、及び評価の基準等との整合性の検討における目標を明らかにするために必要である。詳細は、「4.3.5 調査の手法」、「4.3.6 予測の手法」、「4.3.8 評価の手法」を参照のこと。

*1 「入手可能な最新の文献」
文献の例を表-4.13に示す。

表-4.13 地域特性の項目と資料の例

| 地域特性の項目 | 文献・資料名 | 文獻・資料から抽出する内容 | 実行者等 |
|---------|---|---|--|
| 自然的状況 | 道路周辺の交通騒音状況 都道府県環境白書 市町村環境白書 | 騒音の状況、騒音基準の達成の状況、騒音規制法に基づく自動車騒音の限度の確保の状況 | 環境庁 / 新道府県、市町村 |
| 地質の状況 | 土地分類基本地質分類図 (1/5万)・土地分類図 地質図(1/20万)・表面地質図 地質図(1/5万、1/1.5万、1/20万) 土木地質図(1/20万) | 地質の区分及び分布の状況 地盤企画課 通産省地質調査所 / (財) 国土開発技術センター | ⑤8 地盤・地質 ⑤9 地盤企画課 ⑥0 (独) 土木技術会議会議室 地質調査総合センター |
| 社会的状況 | 土地利用図、土地利用現況 土地利用基本計画図 土地利用動向調査 都市計画図 | 土地利用の現況、土地利用現況の状況 都道府県 都道府県 都道府県 | ⑤8 地盤・地質 ⑤9 地盤企画課 ⑥0 (独) 土木技術会議会議室 地質調査総合センター |

＜改定マッシュ＞

| | | | |
|--|----------------------------|---|------------------|
| 学校、病院その他 の環境の保全につ いての配慮が特に 必要な施設の配置 の状況 | 住宅地図 | 学校、病院、幼稚園、老人 ホーム等の配置の状況、某 家の状況、住宅の配置の概 況、将来の住宅地の面積縮 計画の状況 | 民間 民間 都道府県 |
| 教育要覽 | | | |
| 土地利用動向調査 | | | 都道府県 |
| 社会福祉施設名簿 | | | 都道府県 |
| 環境の保全を目的 とし指定された地図 その他の対象の状 況及び当該対象に 係る規制の内容そ の他の状況 | 都道府県環境白書 例規集等 | 幹線道路の沿道の整備に關 する法律第五条第1項の規 定により指定された沿道整 備道路 | 都道府県 都道府県等 |
| | 都道府県環境白書 例規集等 | 環境基本法第十六条第1項 の規定に定められた騒音に 係る環境基準の類型の指 定状況 | 都道府県 都道府県等 |
| | 都道府県環境白書 例規集等 | 騒音規制法第十五条第1項 に基づく特定建設作業騒音 基準、地域指定状況、区域 の区分、時間の区分の状況 | 都道府県 都道府県等 |
| | 都道府県環境白書 例規集等 公害防止計画 | 環境基本法第十七条第3項 の規定により策定された公 害防止計画の策定の状況 | 都道府県 |
| | 都市計画図 | 都市計画法第八条第1項第 1号の規定により定められ た用途地図 | 市町村 |

4.3.3 項目の選定

項目の削除は、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域^{*1}内に住居等の保全対象が存在せず、かつ、都市計画上及び土地利用上からも将来の立地が計画されいない場合に行う。

【解説】

上記は省令第六条第4項第二号の要件を示したものである。

項目の削除にあたっては、「4.3.1 事業特性の把握」で得られた「工事用道路の設置が想定される概ねの位置」と「4.3.2 地域特性の把握」で得られた現在又は将来の住居等の保全対象の位置関係から判断するものとする。

*1 「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」

「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」とは、既存の道路を工事用車両が通行するときの当該工事用車両による騒音の影響範囲をいう。この既存の道路においては対象道路事業により交通の状況等が異なるため、その沿道の騒音状況も異なる。従つて、既存の道路の沿道において当該工事用車両による騒音の影響範囲を一律に設定することはできない。

＜決定アシシ＞

4.3.4 調査及び予測の手法の選定
調査及び予測の手法は、原則として4.3.5-1、4.3.6-2に示す標準手法を選定する。
ただし、調査すべき情報が文献等により入手できる場合は、調査の手法を簡略化することができる。

【解説】

調査及び予測の手法の選定にあたっては、省令第八条に基づき、原則として標準手法を選定する。上記では、省令第八条第2項に基づき簡略化された調査及び予測の手法を選定する場合の要件を具体的に示した。

*「文献等により入手できる場合」

「文献等により入手できる場合」とは、「4.3.2 地域特性の把握」及び「4.3.5 調査の手法」において収集される文献その他の資料により調査すべき情報を得られる場合が該当する。

＜決定 ragazzi＞

4.3.5 調査の手法

4.3.5-1 標準調査手法

標準調査手法は、以下による。

1) 調査すべき情報

(1) 駆音の状況

基本的に等価騒音レベル (L_{Aeq}) を調査する。

(2) 沿道の状況

基本的に騒音に係る環境基準に規定する騒音の状況^{*4}による。
工事用車両の運行が予想される道路の状況及び沿道の地表面の種類^{*3}を調査する。

2) 調査の基本的な手法

(1) 駆音の状況

基本的に騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定方法^{*4}による。

(2) 沿道の状況

現地踏査による目視^{*5}を行う。

3) 調査地域

調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。

4) 調査地点

調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する駆音の状況、沿道の状況が得られる箇所に設定する。

5) 調査期間等

(1) 駆音の状況

騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する^{*6}日の工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とする。

4.3.5-2 調査の簡略化手法

対象道路事業実施区域の近傍に既存の調査地点が存在し、調査すべき情報に、この資料を用いることが適当であり、かつ、入手可能な場合は、現地調査を省略することができる。

別表第二 優越手法（調査の手法）

騒音：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行

一 調査すべき情報

イ 駆音の状況

口 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況

二 調査の基本的な手法

文獻その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、環境基本法第十六条第1項の規定により定められた騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方

法を用いられたものとする。)の収集並びに該当情報の整理及び解析

| | |
|---------|--|
| 三 調査地域 | 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 |
| 四 調査地点 | 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 |
| 五 調査期間等 | 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 |

【解説】

*1 「騒音の状況」

道路交通の等価騒音レベルを調査する。

*2 「道路の状況」

道路の状況は、交通量、走行速度、予測に減音効果を見込むための遮音壁、遮音構造、排水性舗装、吸音処理、環境施設等の立地等を調査する。

*3 「地表面の種類」

「4.1.6 調査の手法」*3を参照のこと。

*4 「騒音の測定方法」

具体的な測定方法は、~~日本規格JIS B 8731~~とも日本工業規格JIS B 8731に定める騒音レベル測定方法による。

*5 「現地踏査による目視」

「4.1.6 調査の手法」*8を参照のこと。

*6 「調査地点」

騒音の状況の調査地点は、工事用道路が既存道路に接続すると予想される既存道路の代表区間(接続位置近傍)に1地点を設定する。

治道の状況については、上記代表区間(接続位置近傍)に接して区域を設定する。

*7 「騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日」

測定日の選定にあたっては、祭りの音等一時的な音を避けること、雨天等の日を避けること、土曜日、日曜日、祝日を除く平日で道路交通騒音が平均的な状況を呈する日を選ぶこととする。なお、季節によつては、セミなどの虫の声、鳥の鳴き声等自然音が大きくなる場合もあり注意を要する。

時間帯別の等価騒音レベルは、連続測定あるいはその時間帯の中を騒音が一定と見なせるいくつかの時間(観測時間)に区分し、観測時間別の測定を行つた後これら測定値をエネルギー平均することにより求める。観測時間は、原則として1時間とする。

観測時間内の実測時間(実際に騒音を測定する時間)は、観測時間内の交通量に応じて10分以上とする。

(前回)

⑥1

(6)

4.3.6 予測の手法

4.3.6-1 予測の前提条件

予測の前提条件として、予測断面及び工事用車両の平均日交通量を設定する。

1) 予測断面

予測断面は、工事用道路の接続が予想される既存道路の代表区間（接続位置近傍）に設定する。

2) 工事用車両の平均日交通量

工事用車両の平均日交通量は、予想される工事内容や、「4.3.2 地域特性の把握」で記述した情報を考慮して設定する。「2.6.5-1 標準調査手法」を参照のこと。

4.3.6-2 標準予測手法

標準的予測手法は、以下による。

1) 予測の基本的な手法

予測計算は、既存道路の現況の等価騒音レベルに、工事用車両の影響を加味した次式を用いて行う。

$$L_{Aeq} = L_{Aeq^*} + \Delta L \quad \dots \dots \dots (4.4)$$

$$\Delta L = 10 \log_{10} \left\{ \left(10^{L_{Aeq,R}/10} + 10^{L_{Aeq,H}/10} \right) / 10^{L_{Aeq,R}/10} \right\} \quad \dots \dots \dots (4.5)$$

L_{Aeq^*} ：現況の等価騒音レベル (dB)
 $L_{Aeq,R}$ ：現況の交通量から、(社) 日本音響学会の $A_{SJ}-Model$ を用いて求められる等価騒音レベル (dB)

$L_{Aeq,H}$ ：工事用車両の交通量から、(社) 日本音響学会の $R7N-Model$ を用いて求められる等価騒音レベル (dB)

2) 予測地域

予測地域は、調査地域と同じとする（「4.3.5-1 標準調査手法」3)調査地域」を参照）。

3) 予測地点

予測地点は、原則として工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地の境界線の地上1.2mとする。

4) 予測対象時期等

予測対象時期は、工事用車両の台数が最大になると予想される時期とする。

4.3.6-3 予測の不確実性

新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分蓄積されていない場合において、予測の不確実性的程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

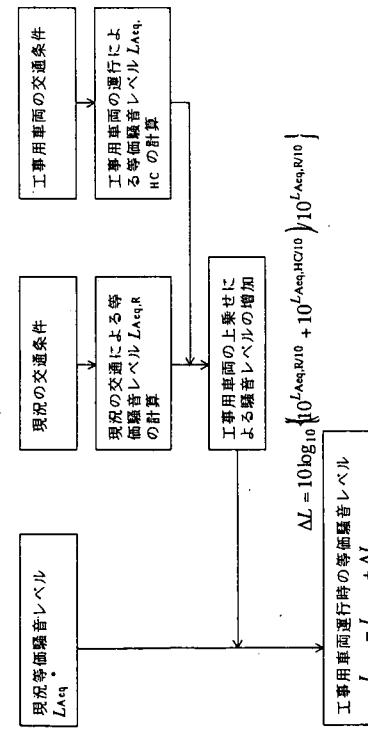
| 別表第二 標準手法（予測の手法） | |
|---|--|
| 騒音：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | |
| 一 予測の基本的な手法 | |
| 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 | |
| 二 予測地域 | |
| 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 | |
| 三 予測地点 | |
| 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 | |
| 四 予測対象時期等 | |
| 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期 | |

【解説】

*1 「標準予測手法」

予測の標準手法は、騒音の伝搬理論に基づく予測式による計算による方法とし、既存道路の現況の等価騒音レベルに基づいて、工事用車両運行時の等価騒音レベルを予測する。（図-4-25参照）

なお、道路構造は、予測断面における現況の道路構造とし、また、時間当たり工事用車両台数は、工事用車両の平均日交通量を基に運行時間から設定する。



注) $L_{Aeq,R}, L_{Aeq,H}$ は、(社)日本音響学会の $N=4000+99.8$ を用いて計算

図-4-25 工事用車両の運行に係る騒音の予測手順

(64) 64 ASJ RTN-Model 2003
(64)

*2 「敷地の境界線」

「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定め
る命令」によれば、測定場所は「道路（交差点を除く。）に面し、かつ、
住居、病院、学校等の用に供される建築物から道路に向かって一メートルの地点
(当該地点が車道内にあることとなる場合は、車道と車道以外の部分が接
している地点)」となっている。しかし、予測を行う既存道路の沿道にある住居、
病院、学校等保全対象の位置は、予測を行う場所により異なっている。このため、
予測地点は騒音の影響が最も大きくなる敷地の境界線とした。

*3 「予測の不確実性」

建設省令第十条第六項の予測の不確実性については、以下のように考えられる。
標準予測手法として認定しているModel-100を、適用範囲において用いる場
合は、環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていると判断でき、一般的に
不確実性は小さいと考えられる。
ただし、これまで、知見がほとんどない手法を用いて予測を行う場合は、その不
確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、予測の不確実性につ
いて明らかにする必要がある。

省令

(65)

(65) (削除)

(66)

(66)

4.3.7 環境保全措置の検討

1) 環境保全措置の検討
予測結果等から、環境影響がない又は極めて小さいと判断される場合以外にあつては、事業者により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するこど及び国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によつて示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討する。

2) 検討結果の検証

1) の検討を行つた場合は、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術を取り入れられているかどうかの検討により、実行可能な範囲内において環境影響をできる限り回避又は低減されているかどうかを検証する。

3) 検討結果の整理

1) の検討を行つた場合は、以下の事項を明らかにする。

- (1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容^{*2}
- (2) 環境保全措置の効果、種類及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴生するおそれがある環境への影響

4) 事後調査

予測の不確実性の程度が大きい場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合であつて、かつ環境影響の程度が新しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を検討する。

【解説】
*1 「環境保全措置」

環境保全措置の例、効果の内容等を、表-4.14に示す。

表-4.14 環境保全措置の種類、効果等

| 環境保全措置の例 | 環境保全措置の効果 | 実施に伴い生じるおそれのある他の環境への影響 |
|----------|-----------------|------------------------|
| 工事の分離 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 大気質、振動への影響が緩和される。 |

*2 「実施の内容」
「4.2.7 環境保全措置の検討」*2を参照のこと。

*3 「環境保全措置の効果」
「4.2.7 環境保全措置の検討」*3を参照のこと。

*4 「事後調査を検討」

工事用車両の運行に係る騒音の標準予測手法については、「4.3.6 予測の手法」

＜改定アマシ＞

*3に述べるとおり予測の不確実性は小さいと考えられる。また、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合は、工事の分散により工事用車両が集中しないようにする等、効果が確実に期待できる環境保全措置を行うことができるため、環境影響の程度が著しいものとなるおそれは小さいと考えられる。従って事後調査の必要性は、一般的に小さいと考えられる。

しかし、知見が不十分で、その効果が予測できないような新たな環境保全措置を講じる場合、その不確実性に係る環境影響の程度を勘案して、事後調査を検討する必要がある。

4.3.8 評価の手法

評価の手法は以下による。

- 1) 回避又は低減に係る評価
調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、工事用車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内ができる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。
- 2) 基準又は目標との整合性の検討
国又は関係する地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。

引用文献

- 1) 日本音響学会 道路交通騒音調査研究委員会：「道路交通騒音予測法ASJ Model-1998」
-日本音響学会誌-, Vol.1-55, No.4-pp.281-224, 1990/

参考図書

- ◎ 朝倉義博、村松敏光、持丸修一、新田恭士：工事中の環境影響評価手法・土木技術資料, 41-8, pp. 42-47, 1990.
◎ (社) 日本建設機械化協会：建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(改訂版), pp. 51-52, 1987.
◎ 楠秀樹、山本貢平：建設工事騒音の伝搬計算方法の基本的考え方、日本音響学会講演論文集, 1998.10.
◎ 日本規格協会：環境騒音の表示・測定方法 JIS Z 8731, 1999.
◎ 建設省道路局企画課道路環境対策室監修：道路環境影響評価要覧、株オーシャン・ブランシング, pp. 80-134, 1992.

(67)

⑥7 道路交通騒音の予測モデル「ASJ RTN-Model 2003」、日本音響学会誌,
Vol.60, No.4, pp. 192-241, 2004.